

紅プリンセス等ブランド力強化業務仕様書（案）

1 委託業務名

紅プリンセス等ブランド力強化業務

2 委託業務の目的

本県オリジナルかんきつ新品種「紅プリンセス」が、令和7年3月から本格的に出荷・販売されることを契機に、既存の県オリジナル品種である「紅まどんな※」及び「甘平」との親子関係を前面に打ち出したキャンペーンを行う。

※「紅まどんな」は全国農業協同組合連合会が所有する商標です。

3 委託期間

契約日から令和7年3月31日（月）まで

4 委託業務の内容

(1) 県オリジナル3品種の「紅」を冠した連携プロモーションの実施

取組内容	納期・実施時期
プロモーションの名称、コンセプト、キービジュアルなどの提案	令和6年9月下旬
「紅まどんな」「甘平」の販売時期に合わせた「紅プリンセス」PR	令和6年11月中旬 ～令和7年3月中旬
「紅プリンセス」の販売時期におけるお披露目会の実施	令和7年3月中旬

(2) 各種メディアを活用したパブリシティ

(3) (1)の実施において必要な販促資材の製作

①「紅」プロモーション用

「紅プリンセス」の「紅まどんな」「甘平」との親子関係とリレー販売をキャッチフレーズとした販促資材を製作

販促資材	規格	納品物・数量	納期
ポスター (片面)	B3サイズ	500枚 デザインデータ	10月中旬
パンフレット (A4両面二つ折り)	A5サイズ	5,000枚 デザインデータ	10月中旬
ミニ幟 (クリップ式)	100×300mm	1,000セット デザインデータ	10月中旬
幟旗 (ポールなし)	450×1,800mm	300枚 デザインデータ	10月中旬

スイング POP	直径 100mm	500 枚 デザインデータ	10 月中旬
----------	----------	------------------	--------

※その他、プロモーションに有効と考えられる販促資材があれば、別途提案可能

② 紅プリンセス用 (JA 用)

紅プリンセス専用の販促資材を作成する (JA 用)

販促資材	規格	納品物・数量	納期
出荷箱 (3kg)	360×265×95mm	デザインデータ	11 月下旬
〃 (5kg)	350×240×150mm	デザインデータ	11 月下旬
〃 (5kg)	360×300×130mm	デザインデータ	11 月下旬
店頭販促用箱 (1.5kg)	208×143×166mm	デザインデータ	11 月下旬
ポスター (片面)	B3 サイズ	500 枚 デザインデータ	1 月中旬
パンフレット (片面)	A6 サイズ	5,000 枚 デザインデータ	1 月中旬
ミニ幟 (クリップ式)	100×300mm	1,000 セット デザインデータ	1 月中旬
幟旗 (ポールなし)	450×1,800mm	300 枚 デザインデータ	1 月中旬
スイング POP	直径 100mm	500 枚 デザインデータ	1 月中旬

※その他、プロモーションに有効と考えられる販促資材があれば、別途提案可能

③ 紅プリンセス用 (JA 以外用)

紅プリンセス専用の販促資材を作成する (JA 以外用)

販促資材	規格	納品物・数量	納期
出荷箱 (3kg)	360×265×95mm	デザインデータ	11 月下旬
〃 (5kg)	350×240×150mm	デザインデータ	11 月下旬
店頭販促用箱 (1.5kg)	208×143×166mm	デザインデータ	11 月下旬
ポスター (片面)	B3 サイズ	デザインデータ	1 月中旬
パンフレット (片面)	A6 サイズ	デザインデータ	1 月中旬
ミニ幟	100×300mm	デザインデータ	1 月中旬
幟旗	450×1,800mm	デザインデータ	1 月中旬
スイング POP	直径 100mm	デザインデータ	1 月中旬

※その他、プロモーションに有効と考えられる販促資材があれば、別途提案可能

【参考資料】

- 『紅プリンセス』の概要及びロゴ
<https://www.pref.ehime.jp/h35500/ehime48gou.html>
- 既存のオリジナル品種（『紅まどonna』『甘平』）の概要
<https://www.kankitsu.aifood.jp/about/>
- 愛媛県果樹農業振興計画（令和3年3月）
<https://www.pref.ehime.jp/h35500/kashin-keikaku/index.html>
- その他、既存のオリジナル品種（『紅まどonna』『甘平』）における近年の栽培面積及び生産量のデータが必要な場合は、下記7の協議先まで連絡すること。

5 著作権

- (1) 成果物については、えひめ愛フード推進機構の業務の実施、運営、広報等のために必要な範囲内で、えひめ愛フード推進機構が複製し、もしくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又はえひめ愛フード推進機構が委託した第三者をして複製させ、もしくは翻案、変形、改変その他の修正をさせることができるものとする。
- (2) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (3) 受託者は、当該委託業務の成果物に係る著作権を、各納品時に、えひめ愛フード推進機構に譲渡するものとする。
- (4) えひめ愛フード推進機構が上記(3)で譲渡を受ける権利には、著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利も含むものとする。
- (5) えひめ愛フード推進機構が著作権を行使する場合において、受託者は、著作権法第19条第1項または第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

6 その他留意事項

- (1) 業務の実施に当っては、下記協議先と十分な協議を行いながら進めること。
- (2) 事業内容が仕様書の内容に該当するかどうか等の疑義が生じた場合には、必ず下記協議先に連絡し、了解を得たうえで実施すること。
- (3) 業務は、本仕様書に基づき実施することはもとより、契約書記載の金額内で実施するものであり、それを超える内容に関する個別の案件には対応しない。
- (4) 契約終了までに、デザインの電子データ（ai、PDFデータ2種類）を提出すること。
- (5) 業務で取り扱うこととなる個人情報の管理は、適切に実施すること。

7 協議先

えひめ愛フード推進機構事務局
連絡先：089-912-2569